

## 静岡地方裁判所委員会議事概要

平成24年11月20日(火)午後1時30分から開催された第22回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は次のとおり

### 出席した委員

青島伸雄，河合健司，五條堀孝，小長谷洋，鈴木敏弘，内藤孝二，中山祥乃，村山浩昭，安岡元彦，渡邊良子(五十音順，敬称略)

### 議事

#### 1 新委員の紹介

庶務から委員の異動について報告があり，続いて委員長から8月20日付けで任命された村山浩昭委員が紹介された。

#### 2 民事裁判と刑事裁判の法廷傍聴等

- (1) 広報ビデオ「知っていますか裁判所」の視聴
- (2) 民事裁判と刑事裁判の法廷傍聴及び裁判官との質疑応答
- (3) 静岡地方裁判所の概要説明

#### 3 意見交換

今回の法廷傍聴等によって，裁判官の人間性が見えた。また，裁判所が身近に感じられるようになった。

検察官は記録を運ぶのに風呂敷を使っていた。女性の検察官の風呂敷はおしゃれであり，固い空気の中にも良い雰囲気を感じた。風呂敷の使用は決まっているのか。

特に決められてないが，検察官は昔から記録を運ぶのに風呂敷を使用している。

検察官は，検察庁から持ってきた記録を裁判所に提出するため，帰りは荷物が無くなる。風呂敷は小さく畳めるので，記録を運ぶのに便利だからだと思われる。

マスクをしている人が何人かいたが，顔を見せたくないからなのだろうか。

風邪の予防なのだと思う。

マスクの着用は今は大丈夫だが，昔は厳しくて，法廷ではマスクをはずすよう言われていたことがあった。

組織犯罪や凶暴な当事者の事件に関与するなどして，裁判官，弁護士の方々に，これまでに身の危険を感じたことはあったか。

私自身は身の危険を感じたことはないが，例えば，組織的な事件では，証人に対する圧迫を防ぐため，証人には別室に居てもらい，ビデオカメラで撮影した証人の画像を法廷で見ながら証人尋問を行ったことがある。また，証人の顔が傍聴人から分からないようにするため，法廷に衝立を置いて画面が見えないようにしたこともある。

裁判官に対する攻撃よりも，弁護士に向けた攻撃の方が多いのではないかと思う。

それは，十分に弁護してもらっていないという不満によるものか。

依頼人からよりも，だいたい相手方からの攻撃である。

離婚に関する裁判では，攻撃が多いと思う。

えん罪についての意見はあるか。少なくしていくにはどうすればよいか。

捜査の問題であり、すべての取調べを録画しておくべきである。あいまいな感じで話していても、調書にはきっちり書かれることもある。被疑者だけでなく、被害者や参考人についてもしっかり録画していけば、少しはえん罪を防げると思う。裁判の問題というより、それ以前の問題であると思う。また、物証をきちんと保管しておく必要がある。

本日は、検察官委員が欠席であるが、取調べはきちんと残しておくことは必要なことだと思う。日本の警察は非常に古いものまですべて残すことができるというわけではないようだ。

そのようである。

いろいろな資料をきちんと残しておくことは、大切である。

DNA鑑定の結果が、有罪か無罪かを決める根拠になっているように思われる。

DNA鑑定を信用しすぎてはいけないと思う。

現在の法律では、交通事故について重く処罰できないことや、ストーカー規制についてメールによるものが除かれていることなど、法律自体が古く、時代に合わなくなっているものもある。ニュースで知ったことだが、このようなことは本当にどうにもならないのだろうか。

私は、裁判所とは、法律に基づいてマルはマル、ペケはペケというようにして結論を出すところだとこれまで思っていた。しかし、本日、傍聴したり、裁判官から話を聞いたりして、裁判とはすごく人間的なものだと感じた。実際にできるかどうかは分からないが、交通事故やストーカー規制などでおかしいと思うことは、変えていくことはできないのかと思った。

量刑を軽くすることについては評議で決めることもできるが、法律で定められた以上に刑を重くすることはできないと思う。三権分立もあって難しいとは思いますが、司法の立場から何か対応することはできないのか。

自動車運転過失致死傷罪は7年以下の懲役のため、刑が軽いのではないかとということで危険運転致死傷罪ができた。これは過失犯ではなく故意犯として定められたものであり、被害者が死亡した場合には、1年以上の有期懲役のため、最高が懲役20年となる。刑法には罪刑法定主義という基本的な考え方があり、定められた量刑の範囲であれば評議の中で議論を尽くすことができるが、法定刑を超えることはできない。裁判官の立場からすれば、そこは守らなければならない、法律自体を変えてもらうしかない。

弁護士の立場から申し上げると、故意の殺人と故意に近い殺人は全く違う。犯罪がどんなに故意に近いものだとしても、それは過失による死亡という結果であり、その責任は全く異なるものである。殺された被害者の遺族としては、どんなに辛く、また、理解できないとしても、弁護士の立場からすれば、両者は全く別のものである。

精神錯乱状態で無差別殺人を犯したのに罪に問われないということがあがるが、これは被害者側からすれば全く納得できないものである。

疑わしきは罰せずという言葉もあり、市民感情と違って無罪になるということもある。だが、疑わしきを全部罰していけば、えん罪を生むことになってしまう。しかし、この言葉を上手く利用しているケースもあるのではと思うこともある。

最近はネット犯罪が多くなっているが、これについては法律が完全に追いついていないという状況にある。罰しようとして法律ができて現実の方が進んでいる。起訴したくても法律ができていないという状況もあると思う。国民がこのような状況を見ると、何なんだとを感じるのだと思う。

弁護士は法律の制定や改正について運動されることはあるが、裁判官が法律の制定等について発言することは難しいと思うがどうか。

裁判員から御意見が出されれば、それを反映して判決の量刑意見に書くこともあるかもしれない。

定数訴訟の最高裁判所大法廷の裁判では、意見として立法論に踏み込んだものもある。

ネット犯罪、フィッシング詐欺などの電子媒体を介した犯罪について、法制化していく必要があると思うか。

あると思う。

なりすましの遠隔操作の事件で逮捕された方は、自分がやったと途中で供述が変わったが、このようなことはあり得る事案である。弁護士としても悩ましい案件である。

本人が一旦認めた後にこれをひっくり返すことは、弁護士としても悩ましいことである。

誰も信じてくれないから、認めてしまうということがあるのではないか。

裁判官は多くの事件を抱えているようだが、民事裁判の改善等について何か意見はあるか。

最近では、民事裁判の事件数はあまり増えておらず、落ち着いてきている。また、民事裁判の改善点としては、傍聴していても内容が分からないという民事裁判のやり方については、本当にこれで良いのかという思いはある。

争いになったとき、昔なら「じゃあ裁判するぞ」と言えばそれが抑制になっていたが、今は「じゃあ、どうぞ」という感じであり、意識が変わってきていると思う。民事裁判の需要は、潜在的にはかなりあると思う。

民事調停という、話し合いで解決する制度があるが、件数は減少している。社会的にトラブルは多いのに、なぜ調停事件が減少しているのか。裁判所の広報活動が悪いのだろうか。この委員会でもアドバイスをいただけたらと思う。

弁護士を立てると費用がかかるので、「まあ、いいか」と思うことがあるのかもしれない。

そこは、費用対効果もあるのだろうと思う。平成24年は調停制度90周年であり、裁判所では一生懸命に広報しているが、実際にはあまり浸透していないのかもしれない。

身近に利用してもらいたい制度だと思っている。

交通事故では保険業者が間に入ることがあるが、業者に任せていた結果、最終的にこう決まったと業者から言われることがあるようだ。

損害賠償では、被害者であれば保険会社の査定が低いこともある。おかしいと思ったら弁護士を立てる必要があるし、また、早い段階から裁判を利用してほしいと思う。

司法サービスの充実という観点からも、裁判所をもっと身近に感じてもらうために、

裁判所が努力する必要がある。本日は、裁判官の実情を知ってもらって裁判を身近に感じたとの御意見をいただいたが、裁判所側からもっと歩み寄る必要があると思っている。

本日は、裁判官の良い人柄に触れて感動した。裁判官の人材養成については、裁判官の独立という側面もあるが、この国のリーダー的な形として裁判官を養成をすることもあり得るのか。

昔から裁判官は堅いというイメージがあるが、人の心が分かる裁判官になってもらうなど、様々な方法で人材育成を行ってきた。最初の3年間は、合議体という、裁判長と右陪席裁判官に加わって3人で裁判を行う中で揉まれながら自分を見つめ、自ら成長していくというシステムが基本となっている。また、司法研修所においても、新任時に限らず、様々な研修が行われている。また、弁護士会から裁判官の評価をいただくという制度もある。

裁判官は年々増えているのに、国の予算に対する裁判所の予算の割合は、諸外国と比べても小さく、また、予算自体もあまり増えていない。裁判所の予算のほとんどが人件費であるので、裁判官の数を増やすためにも予算を増やしてもらいたいという思いが、弁護士としてもある。

このことは、弁護士会でもずっと言ってきた。司法を強化させるには、予算が必要である。最高裁判所の予算取りが悪いのかもしれない。

ユーザーの使い勝手向上のために司法を充実させるには、予算が必要である。そうでないと負担だけが増えることになる。

予算の使い方を変えないと肝心なところに回ってこない。しかも予算の半分は国債によるものである。

模擬裁判を学校で行うことも必要だと思う。学校に出向いて交通安全について教えたり、スポーツを通じて社会性を学んでもらうなど、各種の教育活動が行われている。裁判所も教育の場や社会の場に出ていく必要があると思う。また、静岡には劇場等を拠点として俳優や舞台技術スタッフらが活動を行う公立の文化事業集団があるが、そこでは、劇場を広義の教育の場ととらえ、中高生に対し招待講演を行ったり、学校で講演を行ったりしている。教育は重要であり、裁判とは何かなどについて、1年に1回でも教育の現場に出て行くことはすごく重要だと思う。

弁護士会でも委員会があり、法教育を行っている。模擬裁判等を開催しているが、もっと広げていきたいと思っている。

裁判所でも見学会や模擬裁判などを行っている。

#### 4 次回テーマ

次回テーマは、「DV事件について」、「裁判員裁判について」、「法教育について」の中から、委員長が指定することとされた。

#### 5 次回期日

追って調整